

2020 年 6 月 15 日
弁護士ドットコム株式会社

商業・法人登記オンライン申請におけるクラウドサインの電子署名対応について

本日 6 月 15 日より、商業・法人登記のオンライン申請において、Web 完結型クラウド契約サービス「クラウドサイン」（運営：弁護士ドットコム株式会社）の電子署名を施した添付書類の取り扱いが可能になりました。

今回、法務省の求める電子証明書の要件を満たすものとして、クラウドサインが登記申請に利用可能となりました。法務省ウェブサイトにて、オンライン申請時の指定する電子証明書に「弁護士ドットコム株式会社が被認証者であるサイバートラスト社の電子証明書」と、その他国内クラウド型電子署名サービス 1 社の電子証明書が追加されております。

参照：法務省ウェブサイト <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html>
「商業・法人登記のオンライン申請について」第 3 電子証明書の取得

商業登記オンライン申請について

商業登記制度では、登記変更事項が発生したことを証明するために、商業登記法・商業登記規則の定めによって、法務局から添付書類の提出を求められるケースがあります。主なものとしては以下のとおりです（商業登記法 46 条 2 項）。

- ・ 本店移転
- ・ 株主名簿管理人の設置等
- ・ 株式の発行
- ・ 新株予約権の発行

このような登記申請をオンラインで行う場合、取締役を含む全員の電子署名に法務省が指定する電子証明書の添付が必要とされていますが、今回の措置によりクラウドサインで電子署名を施した添付書類の取り扱いが追加され、よりスムーズな申請が可能となります。

商業登記オンライン申請利用時の留意点

(1) 商業登記電子証明書による電子署名を付与

商業登記のオンライン手続きにおいては、代表者の実印に代わるものとして、商業登記電子証明書による電子署名（以下「商業登記署名」といいます）を電子ファイルに併せて付与する必要があります。

(2) 法務省指定の申請用総合ソフトを使用

(1) の商業登記署名の付与を行うには、法務省が指定する「申請用総合ソフト」（無料）をご利用ください。

参考：添付書面情報（PDF ファイル）に電子署名を付与する方法

<http://www.moj.go.jp/content/001314615.pdf>

今後も弁護士ドットコム株式会社およびクラウドサインは、安全性と利便性を両立させた電子化と利用促進を図り、サービスの提供を通じて、時代に則したスムーズな法律文書の申請・手続きがなされる社会の実現に向けて尽力してまいります。

弁護士ドットコム株式会社について <https://corporate.bengo4.com>

本社 | 東京都港区六本木四丁目1番4号

設立日 | 2005年7月4日

資本金 | 439百万円（2020年3月現在）

代表者 | 代表取締役会長 元榮 太郎（弁護士）、代表取締役社長 内田 陽介

上場市場 | 東京証券取引所マザーズ市場

事業内容 | 「専門家をもっと身近に」を理念として、人々と専門家をつなぐポータルサイト「弁護士ドットコム」「ビジネスロイヤーズ」「税理士ドットコム」、Web完結型クラウド契約サービス「クラウドサイン」を提供。

<本件におけるお問合せ先>

弁護士ドットコム株式会社 経営企画室 広報担当

所在地 | 〒106-0032 東京都港区六本木四丁目1番4号

T E L | 03-5549-2854 / F A X | 03-5549-2565